

京都市告示第698号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市生涯学習振興財団	京都市生涯学習総合センター及び京都市生涯学習総合センター山科の使用料の徴収	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(教育委員会事務局生涯学習部)